

1. 北九州市の障害者の状況

身体障害者の状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳取得者は52,139人。
毎年、少しずつ増えている。

知的障害者の状況

平成23年3月末現在の療育手帳取得者は8,794人。毎年、少しずつ増えている。

精神障害者の状況

平成23年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳取得者は4,552人であるが、他の手帳に比べてサービスが少ないことなどから、取得者はまだ少ない。

- ・精神障害者数を把握する方法として、入院患者数と通院医療費助成対象者数の合計による方法と、厚生労働省の「患者調査」から推計する方法がある。

$$3,752人(入院) + 8,295人(通院) = \underline{12,047人}$$

平成22年度末現在

国調査(平成20年度)323.3万人を、本市の人口に当てはめて推計
=約25,000人

2. 北九州市障害者支援計画(平成18年3月策定)

計画期間：平成18年度～22年度(5年間)

障害者基本法第9条に基づく市町村障害者計画であるとともに、保健福祉分野のマスタープランである「健康福祉北九州総合計画」の分野別計画として位置付けられる。

基本理念を「障害のある人が、自ら望む暮らしを送ることができる“まちづくり”～障害があっても安心して自立できる地域社会の実現～」とし、障害のある人が自らの選択によって“自分らしく”質の高い生活を送ることができる社会を目指すための計画としている。

北九州市障害者支援計画(以下「支援計画」という。)には、本市が実施する159の具体的な事業を掲げ、障害者施策の推進に取り組んでいる。

うち、16の事業で目標を設定している。

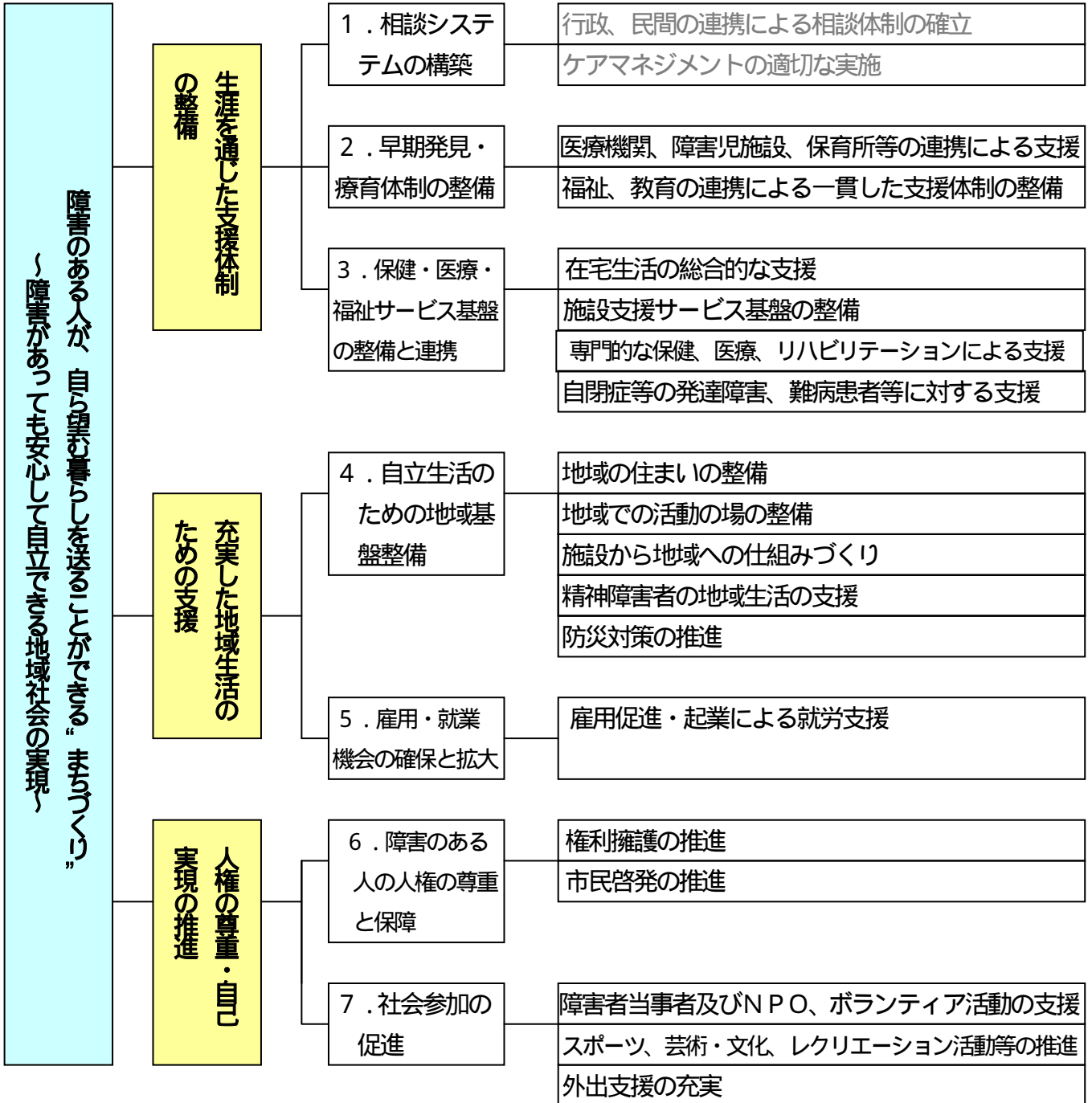
【北九州市障害者支援計画の体系】

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性】

【基本的な施策】



3. 障害者自立支援法の施行（平成18年4月）

障害種別ごとの制度上の問題や財源の確保などの課題を踏まえ、障害のある人が利用できるサービスを充実し、障害福祉施策の一層の推進を図るもの。

障害者自立支援法による取り組み

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、その仕組みを一元化し、施設や事業を再編

障害のある人に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供

サービスを利用する人も、その利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことで、財源を確保し必要なサービスを確保
就労支援を抜本的に強化

支給決定の仕組みを透明化、明確化

従来の居宅及び施設といったサービス体系を、居宅系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスなどに再編し、選択により、多様な組み合わせによる利用が可能。

障害者自立支援法第88条により、市町村は、平成23年度までの障害福祉サービスの見込量等を設定する市町村障害福祉計画を策定することとされた。

4. 北九州市障害者支援計画実施計画の策定（平成19年11月策定）

（1）計画策定の趣旨

支援計画の策定段階では、障害者自立支援法に不明な点も多く、事業目標（数値目標等）の設定は159の事業のうち16事業にとどまった。

平成19年度は、支援計画では見送った他の事業についても、可能な限り事業目標を設定するとともに、障害者自立支援法に定められた市町村障害福祉計画も含めて、「北九州市障害者支援計画実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定した。

この実施計画に含まれる「北九州市障害福祉計画」は、第1期（平成19年度～20年度）と第2期（平成21年度～23年度）の計画に分けて策定することとなっており、今回の実施計画では、第1期障害福祉計画を定めている。

（2）計画期間

実施計画の計画期間は、支援計画の計画期間を踏まえ、平成19年度～平成22年度の4年間とする。

ただし、障害福祉計画に係る事業目標は平成23年度までとする。

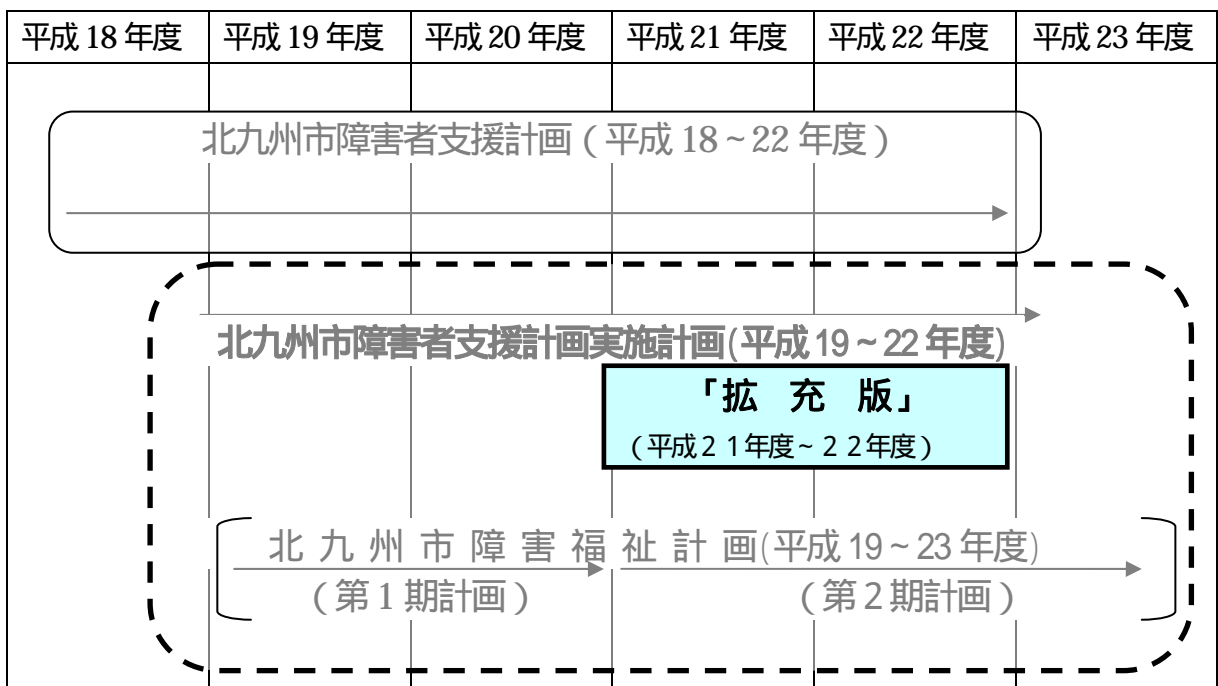
5. 北九州市障害者支援計画実施計画「拡充版」の策定（平成21年3月策定）

実施計画に掲げた160の具体的な事業についての進捗状況や、平成20年8月に実施した障害児・者実態調査、並びに現状での課題などを踏まえ、実施計画の期間内で取り組むべき新規、拡充施策について検討した。

また、実施計画には、障害者自立支援法で定められた第1期北九州市障害福祉計画を含んでいるが、平成20年度をもってその計画期間が終了するため、平成21年度からの第2期障害福祉計画の策定を行う必要があることから、実施計画の見直しを行い、実施計画の「拡充版」として策定した。

この見直しにより、実施計画中に着手する新規事業（15事業）及び拡充事業（17事業）として合計32の事業を掲げている。

これにより、実施計画に掲げる事業は175事業となる。



6. 計画の推進体制

実施計画の進捗状況については、北九州市障害者支援計画フォローアップ委員会において検証し、北九州市障害者施策推進協議会に報告する。

併せて、その結果をホームページ等で公表する。

7. 北九州市障害者支援計画の計画期間の延長について

1 計画の現状・課題

(1) 国の動向

政府は、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るため、平成22年6月にその基本方針を閣議決定した。この基本方針では、「障害者基本法の改正(平成23年法案提出)」、障害者自立支援法の廃止後の「(仮称)障害者総合福祉法の制定(平成24年法案提出)」等の工程表を示している。

障害者施策は、この工程表に基づき制度の抜本的な見直し作業が行われる。このような国の動向のなか、平成22年度中に本市の次期計画を適切に策定することは困難である。

(2) 「障害者支援計画」と「障害者支援計画実施計画」の2計画の一体化

本市の障害者施策に関わる計画として、「障害者支援計画(以下、「支援計画」)」と「障害福祉計画」を含む「障害者支援計画実施計画(以下、「実施計画」)」の2つの計画があることは、市民にはわかりにくいことから、両計画を一体とした計画の策定が必要である。

(3) 計画期間(最終年度)の問題

「支援計画」の計画最終年度は平成22年度、その「実施計画」の最終年度も同様である。一方、「実施計画」に含まれる「障害福祉計画」は、国から計画期間が指定され、計画の最終年度は平成23年度である。

このことは、同じ計画の中で、掲載された事業により計画期間(最終年度)が異なることになり、市民にもわかりにくく、計画の進捗を図るうえでも整理の必要がある。

2 現支援計画(実施計画を含む)の計画期間

現行の「支援計画(実施計画を含む)」の計画期間(最終年度:平成22年度)は、国の動向等を勘案し、1年間延長し、平成23年度までとした。